

1. 研究方法と20年度の課題

本研究では、水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という。）の導入を機に立ち上げられた集落営農組織を中心に調査を実施することとし、農林水産省経営局、各道府県の普及組織の協力を得て抽出された集落営農組織及び認定農業者の中から、経営所得安定対策への加入集落営農組織の地域別分布を考慮して調査対象を決定した。2年目の平成20年度においては、まず、全体的な集落営農組織の経営実態を把握するためのアンケート調査（500組織に対して実施し、有効回答数は382）を実施した⁽¹⁾。その結果も踏まえて、前年からの継続調査対象に補充を行い、最終的に77組織（前年度69組織）、30人（前年度30人）に対する現地調査を行い、その結果について分析を行った。

また、集落営農組織の分析を地域の特性を十分に踏まえて行うために、前年度、大学、試験研究機関、普及組織等の参画も得て構築した研究ネットワークのスキームを、2年目も活用して共同での現地調査、調査結果の分析を行った。

なお、平成20年度は、経営所得安定対策導入後2年目ということで、組織立ち上げの動きが一段落し、経営の安定化・発展に向けた動きや法人化の動きが出てくると考えられたことから、これらの動きを分析することに重点を置いた。また、同対策導入後初めての収支決算に関する分析を行い、今後の経営の安定化・発展において鍵となる所得配分に関する分析を新たに行った。さらに、こうした分析を行うに当たっては、平成19年度にも実施した地域ブロック別、集落営農組織立ち上げ前の状態別の分析に加えて、組織の運営目的や組織の営農を担う者（組織の作業で中心的な役割を果たす者）の違いにより経営の安定化・発展の方向性が異なると考えられたことから、これらの点を考慮して調査対象組織を類型化し分析を行った。

（吉田 行郷）

注(1) 農林水産政策研究所「集落営農組織へのアンケート調査結果（平成20年5月実施）の公表について」（20年8月12日公表）